

令和7年度青森県結婚活動支援負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、結婚を希望する県内独身者の結婚活動を支援するため、あおりマッチングシステム「A I (あい) であう」(以下「A I であう」という。)会員登録者が、県内に事業所のある結婚相談所に入会し、活動する際に必要となる費用を軽減する結婚相談所に対して、令和7年度の予算の範囲内で青森県結婚活動支援負担金(以下「負担金」という。)を交付するものとし、その交付手続等について次のとおり定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、「青森県結婚活動支援事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に定めるところによる。

- (1) 結婚相談所
- (2) 利用者
- (3) 入会等費用

(対象経費)

第3条 負担金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、利用者が結婚相談所に支払う入会等費用のうち、他の制度による入会登録料補助受給額等を除いた額(自己負担額)とする。

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、対象経費の2分の1以内の額とし、利用者1人あたり1回限り、10万円を上限とする。ただし、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(申込)

第5条 結婚相談所は、利用者から入会の申込があった際は、実施要領に定める青森県結婚活動支援事業利用申込書を徴取し、確認欄に記入のうえ、直ちに、県に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 結婚相談所は、前条による申込日から30日以内に、青森県結婚活動支援負担金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、県に提出しなければならない。

- (1) 利用者の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど顔写真付き身分証明書とする)

- (2) 利用者の住民票の写し（発行から3か月以内のもの）
- (3) 利用者の独身を証する書類の写し（独身証明書、戸籍抄本など）
- (4) 利用者の県税等の滞納がないことを証する書類（直近納税証明書など）
- (5) 利用者が他の制度による入会登録料補助を受けている場合は、補助額が分かる書類
- (6) 利用者がAIであるの会員であることを証する書類（会員証明など）
- (7) 利用者が婚相談所に入会したことを証する書類（入会契約書など）
- (8) その他県が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 県は、前条による交付申請があったときは、提出書類等を審査し、負担金を交付すべきものと認めるときは、青森県結婚活動支援負担金交付決定通知書（第2号様式）により、結婚相談所に通知するものとする。

（交付金の交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、交付決定がなされた場合において付された条件となるものとする。

- (1) 交付決定の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ青森県結婚活動支援負担金変更承認申請書（第3号様式）を県に提出し、その承認を受けること。
- (2) 交付決定の内容を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ青森県結婚活動支援負担金中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を県に提出し、その承認を受けること。
- (3) 交付決定の内容、経費の収支、その他交付決定内容に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和8年4月1日から5年間保管しておくこと。

（交付請求）

第9条 交付決定の通知を受けた者は、負担金の交付を請求しようとするときは、青森県結婚活動支援負担金請求書（第5号様式）を県に提出しなければならない。

（取消し及び返還）

第10条 県は、負担金の交付決定を受けた者が、偽りその他の不正な手段により交付決定を受けたときは、当該決定を取り消し、既に交付した負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月29日から施行し、同日から適用する。